

令和6年度 監査計画書

留萌市監査委員

留萌消防組合監査委員
留萌南部衛生組合監査委員

監 査 等 実 施 方 針

監査等の実施にあたっては、事務事業の執行が予算、議決、法令等に基づいて行われているかに留意し、効率的かつ効果的に実施するとともに、監査結果等に関する報告及び審査意見は、わかりやすい表記を心がけ、庁内外に対し速やかに情報発信を行う。

年 間 監 査 計 画

1 実施予定の監査等の種類及び対象

年間の監査等の種類及び対象を次のとおり予定し、これに基づき実施する。ただし、行政監査の執行等、必要のあるときは計画を変更し実施する。

(1) 財務監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項）

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、次のとおり実施する。

① 定期監査（法第199条第4項）

会計年度中、1回以上期日を定めて実施する。

② 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(2) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

公の施設の指定管理について、指定の手續、出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

毎月の出納事務が適法かつ正確に行われているか。また、現金、預金、一時借入金、有価証券等が適正に管理、運営されているかについて実施する。

(4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（以下「公企法」という。）第30条第2項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和5年度決算について、書類の適否を審査し、財政状況や経営状況について分析し実施する。

なお、審査に当たって特に必要と認めた場合、関係部課長の説明を求めるととする。

(5) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- (6) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し、健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼として実施する。

- (7) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

公営企業における資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証し、資金不足比率が適正であるかどうかを主眼として実施する。

2 実施期間及び報告期日

- (1) 財務監査

① 定期監査

実施期間 9月9日～12月20日

- ・ 実施通知、資料要求 9月9日（提出期限 9月18日）
- ・ 書類審査 9月9日～12月17日
- ・ 講評 12月18日～12月20日
- ・ 議会、市長等への報告及び公表 12月23日

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

② 随時監査

必要があると認めるとき。

- (2) 財政援助団体監査

○ 実施期間 11月13日～3月3日

- ・ 実施通知、資料要求 11月13日（提出期限 11月27日）
- ・ 書類審査 11月13日～2月28日
- ・ 講評 3月3日
- ・ 議会、市長等への報告及び公表 3月4日

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

- (3) 例月現金出納検査

○ 毎月、概ね次のとおり例日を定めて実施し、検査後速やかに報告する。

- ・ 一般会計、特別会計及び基金 例日 29日
- ・ 水道事業会計及び下水道事業会計 例日 28日
- ・ 病院事業会計 例日 30日

(4) 決算審査

① 一般、特別会計

実施期間 7月1日～8月15日

- ・ 資料要求 7月1日（提出期限 7月5日）
- ・ 書類審査 7月1日～8月15日
- ・ 市長への提出 8月16日
- ・ 市長から市議会第3回定例会において認定に付す（9月上旬）。

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

② 公営企業会計

実施期間 6月3日～7月11日

- ・ 資料要求 6月3日（提出期限 6月7日）
- ・ 書類審査 6月3日～7月11日
- ・ 説明聴取 水道事業会計6月26日、病院事業会計6月28日
- ・ 市長への提出 7月12日
- ・ 市長から市議会第3回定例会において認定に付す（9月上旬）。

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合がある。

(5) 基金の運用状況審査

- 一般、特別会計の決算審査に併せて行う。

(6) 健全化判断比率の審査

- 一般、特別会計の決算審査に併せて行う。

(7) 資金不足比率の審査

- 一般、特別会計の決算審査に併せて行う。

(8) 留萌消防組合及び留萌南部衛生組合に関するもの

① 定期監査

実施期間 4月8日～6月14日

講評 6月17日、18日

報告書提出 6月19日

② 例月現金出納検査

実施期間 概ね毎月10日～20日

報告書提出 検査終了後、速やかに報告する。

③ 決算審査

ア 留萌消防組合

実施期間 9月2日～9月26日

意見書提出 9月27日

イ 留萌南部衛生組合

実施期間 6月21日～7月18日

意見書提出 7月19日

※ ただし、行事等の都合により日程を変更する場合があります。

3 監査等の実施体制

監査委員及び事務局職員により、関係部局から徴取した調書、関係帳簿等について書面検査を行い、必要に応じ説明聴取及び実地検査を行う。

4 その他の予定（開催地：参加者）

(1) 北海道都市監査委員会関係

- ① R 6. 7. 上旬 道北地区都市監査委員協議会職員研修会
(留萌市：事務局)
- ② R 6. 7. 17 北海道都市監査委員会役員会・定期総会・委員研修会
(稚内市：代監・議選・事務局)
- ③ R 6. 10. 中旬 道北地区都市監査委員協議会事務局長会議
(留萌市：事務局)
- ④ R 6. 10. 下旬 北海道都市監査委員会実務研修会
(北見市：代監・議選・事務局)
- ⑤ R 6. 11. 中旬 道北地区都市監査委員協議会
(名寄市：代監・議選・事務局)
- ⑥ R 6. 11. 中旬 北海道都市監査委員会事務局長会議
(札幌市：事務局)

(2) 一部事務組合関係

- ① R 6. 5. 下旬 留萌管内町村等監査委員協議会定期総会
(天塩町：代監・議選)
- ② R 6. 11. 7～8 北海道町村等監査委員協議会監査委員・補助職員研修会
(札幌市：代監・議選・事務局)
- ③ R 7. 2. 27～28 北海道町村等監査委員協議会定例大会・研修会
(札幌市：代監・議選・事務局)

留 萌 市 監 査 実 施 計 画

1 財務監査（定期監査）

(1) 基本方針

地方自治法（以下「法という。」）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを監査する。

監査項目は、令和5年度に執り行われた使用料及び賃借料の支出に係る財務事務全般とし、合规性、効率性などの視点から総合的な評価を行う。

(2) 対象及び期間

一般会計・特別会計・公営企業会計

9月9日～12月20日

(3) 着眼点

- ① 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。また、執行の専決権限委譲の手続きは適正か。
- ② 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
- ③ 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
- ④ 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
- ⑤ 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
- ⑥ 賃貸借料等の支払いは、適正に行われているか。

(4) 実施方法

監査の対象となる部局に対し、関係書類、諸帳簿等を求め、これを監査し、必要に応じて関係職員から事務の執行状況、内容等の説明を聴取する。

2 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

(1) 基本方針

公の施設の指定管理に関して、指定の手續等が適正に行われているか、指定管理に係る事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、法第199条第7項の規定に基づいて実施する。

また、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管課の指導監督が適切に行われているかどうかについても監査を行う。

(2) 対象及び期間

抽出により実施する。

11月13日～3月3日

(3) 着眼点

① 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は、適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。

シ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

② 指定管理者関係

ア 施設は、関係法令の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

キ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

ク 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

(4) 実施方法

調書、関係帳簿等の提出を求め、当該関係部局ごとに書類審査を行い、必要に応じて実地検査を行う。

3 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）、市長の要求に基づく財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）、公金の収納又は支払い事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）及びその他の監査

指定金融機関等の監査及び特別監査（監査請求、賠償責任監査、市長の要求監査、議会の請求監査等）については、必要な場合又は請求若しくは要求があった場合に実施する。

4 一部事務組合（留萌消防組合及び留萌南部衛生組合）定期監査

(1) 基本方針

一部事務組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に監査する。

(2) 対象及び期間

4月8日～6月18日

(3) 監査項目

令和5年度に執り行われた使用料及び賃借料の支出事務とし、業務の財務事務全般を把握し、合规性、効率性などの視点から総合的な評価を行う。

5 監査等の担当者及び事務分担

監査等の担当者は、事務局長及び監査係職員とし、事務分担は、事務局長の指示によるものとする。